令和８年第17回　福岡市早良区選挙管理委員会

令和８年11月１日（日）　午後６時～
早良区役所２階　応接室

議　　題

１　福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を
　　定めるくじの実施について　　・・・P. 1

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

※　くじの方法に関する議案（10 月 20 日委員会　議案第 65 号）の再掲

議案第65号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、２段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。

２　くじの方法は、次のとおりとする。
（１）候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
（２）くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第１とし、２番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第２とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

【 根　拠 】
・議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。